【別添2】

賃貸住宅管理業者登録規程（平成二十三年国土交通省告示第九百九十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（登録の申請）	（登録の申請）
第四条　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。	第四条　前条第一項の登録（同条第三項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した別記様式第一号による登録申請書を国土交通大臣に提出するものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　前号の事務所ごとに置かれる第七条に規定する者の氏名	（新設）
六　（略）	五　（略）
七　（略）	六　（略）
2　（略）	2　（略）
3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号及び第九号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる書面）を添付するものとする。ただし、第四号の書類のうち成年	3　第一項の登録申請書には、次に掲げる書類（宅地建物取引業法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者が登録を申請する場合は、第一号及び第八号に掲げる書面、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第二条第八号に規定するマンション管理業者が登録を申請する場合は、第一号から第三号まで、第七号及び第八号に掲げる書面）を添付するものとする。ただし、第四号の書類のうち成年

被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができ、前条第三項の登録の更新を受けようとする者であって、直前の事業年度終了後、第九条の規定による報告をした者は、第十号に掲げる書類の添付を省略することができる。 一～七　（略） 八　事務所について第七条に規定する要件を備えていることを証する書面 九　事務所を使用する権原に関する書面 十　直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面 （登録をしない場合） 第六条　国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。 一～六　（略） 七　宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（	被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第百五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。以下「後見等登記事項証明書」という。）については、その旨を証明した市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書をもって代えることができる。 一～七　（略） （新設） 八　事務所を使用する権原に関する書面 九　直前の事業年度の業務及び財産の状況に関する書面 （登録をしない場合） 第六条　国土交通大臣は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録をしないこととする。 一～六　（略） 七　宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（

平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 八～十一　（略） 十二　事務所について第七条に規定する要件を欠く者 2　（略） （実務経験者等の設置） 第七条　賃貸住宅管理業者は、事務所ごとに次のいずれかに該当する者を置かなければならない。 一　管理事務に関し六年以上の実務の経験を有する者 二　前号に掲げる者と同程度の実務の経験を有すると国土交通大臣が認定した者 第八条　（略） 第九条　（略）	平成三年法律第七十七号）の規定（同法第三十二条の二第七項の規定を除く。）に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 八～十一　（略） （新設） 2　（略） （新設） 第七条　（略） 第八条　（略）

（変更の届出）

第十条　賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第四号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

２　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録するものとする。

３　第五条第二項の規定は、前項の規定による登録（第四条第一項第五号に掲げる事項に係る登録に限る。）について準用する。

第十一条　（略）

第十二条　（略）

（登録の抹消等）

第十三条　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。

一　第十一条の規定による届出があったとき。

二　前号の届出がなくて第十一条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三～五　（略）

六　正当な理由がなくて第九条の規定による報告又は第十条第一項の規定による届出を怠ったとき。

七　第九条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽

（変更の届出）

第九条　賃貸住宅管理業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、別記様式第四号により、その旨を国土交通大臣に届け出るものとする。

２　国土交通大臣は、前項の規定による届出を受理したときは、届出があった事項を賃貸住宅管理業者登録簿に登録するものとする。

（新設）

第十条　（略）

第十一条　（略）

（登録の抹消等）

第十二条　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の登録を抹消するものとする。

一　第十条の規定による届出があったとき。

二　前号の届出がなくて第十条各号のいずれかに該当する事実が判明したとき。

三～五　（略）

六　正当な理由がなくて第八条の規定による報告又は第九条第一項の規定による届出を怠ったとき。

七　第八条の規定による報告に記載すべき重要な事項について虚偽

の記載があることが判明したとき。

八・九　（略）

2　（略）

第十四条　（略）

（登録の抹消の公告）

第十五条　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が第十三条第一項第四号から第八号までの各号のいずれかに該当したことにより、その登録を抹消したときは、その旨を公告するものとする。

（登録簿等の閲覧）

第十六条　国土交通大臣は、第五条の賃貸住宅管理業者登録簿及び第九条の報告に係る書面又はこれらの写しを一般の閲覧に供するものとする。

第十七条　（略）

（権限の委任）

第十八条　この規程に規定する国土交通大臣の権限（前条に規定する権限を除く。）は、賃貸住宅管理業者又は第三条第一項の登録を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十二条に掲げる

の記載があることが判明したとき。

八・九　（略）

2　（略）

第十三条　（略）

（登録の抹消の公告）

第十四条　国土交通大臣は、賃貸住宅管理業者が第十二条第一項第四号から第八号までの各号のいずれかに該当したことにより、その登録を抹消したときは、その旨を公告するものとする。

（登録簿等の閲覧）

第十五条　国土交通大臣は、第五条の賃貸住宅管理業者登録簿及び第八条の報告に係る書面又はこれらの写しを一般の閲覧に供するものとする。

第十六条　（略）

（権限の委任）

第十七条　この規程に規定する国土交通大臣の権限（前条に規定する権限を除く。）は、賃貸住宅管理業者又は第三条第一項の登録を受けようとする者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第十一条に掲げる

権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2　第十二条に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の支店又は従たる事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店又は従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。

権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2　第十一条に掲げる権限で賃貸住宅管理業者の支店又は従たる事務所に関するものについては、前項に規定する地方整備局長及び北海道開発局長のほか、当該支店又は従たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長も当該権限を行うことができる。